

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年8月6日
【届出者の氏名又は名称】／1	株式会社Amsterdam1
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区虎ノ門二丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー19階
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー19階
【電話番号】	(03) 6206-6838
【事務連絡者氏名】	代表取締役 清塚 徳
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【届出者の氏名又は名称】／2	株式会社Amsterdam2
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区虎ノ門二丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー19階
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー19階
【電話番号】	(03) 6206-6838
【事務連絡者氏名】	代表取締役 清塚 徳
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社Amsterdam1 (東京都港区虎ノ門二丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー19階) 株式会社Amsterdam2 (東京都港区虎ノ門二丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー19階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社Amsterdam1（以下「Amsterdam1」といいます。）及び株式会社Amsterdam2（以下「Amsterdam2」といいます。）を総称して又は個別にいいます。また、これらの者を総称して「公開買付者ら」ということがあります。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社JPMCをいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注7) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。
- (注8) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注 9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年8月4日付で提出した公開買付届出書につきまして、公開買付者らが、公正取引委員会から2026年8月4日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」及び同日付「禁止期間の短縮の通知書」を2026年8月5日に受領したことに伴い、記載事項及び添付書類である公開買付開始公告の一部に訂正すべき事項が生じたので、これらを訂正するとともに、当該訂正すべき事項に関連する添付書類を追加するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

I 公開買付届出書

第1 公開買付要項

7 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

(3) 許可等の日付及び番号

12 その他買付け等の条件及び方法

(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

II 公開買付届出書の添付書類

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

I 公開買付届出書

第1【公開買付要項】

7【株券等の取得に関する許可等】

(2)【根拠法令】

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

(訂正前)

<前略>

公開買付者らは、本株式取得に関して、2026年7月22日付で公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されております。したがって、排除措置命令の事前通知がなされるべき措置期間及び取得禁止期間は、原則として2026年8月21日の経過をもって満了する予定です。

公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、措置期間が満了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、及び、独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、下記「12 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、公正取引委員会からの排除措置命令の事前通知並びに独占禁止法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく措置期間及び取得禁止期間が終了した場合又は公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合には、公開買付者らは、法第27条の8第2項に基づき、直ちに本書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたします。

(訂正後)

<前略>

公開買付者らは、本株式取得に関して、2026年7月22日付で公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されております。その後、公開買付者らは、本株式取得に関して、公正取引委員会から2026年8月4日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」を2026年8月5日に受領したため、2026年8月4日をもって措置期間は終了しております。また、公開買付者らは、公正取引委員会から取得禁止期間を30日間から13日間に短縮する旨の2026年8月4日付「禁止期間の短縮の通知書」を2026年8月5日に受領したため、2026年8月4日の経過をもって取得禁止期間は終了しております。

(3)【許可等の日付及び番号】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

許可等の日付 2026年8月4日（排除措置命令を行わない旨の通知及び禁止期間の短縮の通知を受けたことによる）

許可等の番号 公経企第1068号（排除措置命令を行わない旨の通知書の番号）

公経企第1069号（禁止期間の短縮の通知書の番号）

公経企第1070号（排除措置命令を行わない旨の通知書の番号）

公経企第1071号（禁止期間の短縮の通知書の番号）

12【その他買付け等の条件及び方法】

(2)【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

(訂正前)

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号、第5号に関する府令第26条第4項第4号、第5号及び第7号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

＜中略＞

また、上記「7 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、独占禁止法第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、(i)公開買付者が、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分、その事業の一部の譲渡その他これに準じる処分を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、(ii)同法に基づく排除措置命令の事前通知がなされるべき措置期間が満了しない場合、又は(iii)公開買付者が同法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(訂正後)

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ、第5号に関する府令第26条第4項第4号、第5号及び第7号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

＜中略＞

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

II 公開買付届出書の添付書類

(1) 2026年8月4日付公開買付開始公告

2. 公開買付けの内容

(11) その他買付け等の条件及び方法

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号、第5号に関する発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第26条第4項第4号、第5号及び第7号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<中略>

また、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。）第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、(i)公開買付者が、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分、その事業の一部の譲渡その他これに準じる処分を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、(ii)同法に基づく排除措置命令の事前通知がなされるべき措置期間が満了しない場合、又は(iii)公開買付者が同法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(訂正後)

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ、第5号に関する発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第26条第4項第4号、第5号及び第7号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<中略>

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(2) 府令第13条第1項第9号の規定による書面

公正取引委員会から2026年8月4日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」及び同日付「禁止期間の短縮の通知書」を2026年8月5日に受領したため、府令第13条第1項第9号の規定に基づき、本書に添付いたします。